

石垣用石材の継承と再利用

—小豆島岩谷の事例から—

はじめに コンクリートの普及以前、石材は土木構築物の重要な資材であった。また腐ることがないため時代をこえて継承され再利用が可能である。そこで継承・再利用の過程・論理を分析することで、歴史的な社会変化や当時の石材に対する認識解明にアプローチできると考えられる。本稿では2013年に実施した香川県高松市の栗林公園北門と香川県小豆島岩谷の石切場の現地調査結果を概要報告するとともに、石材の継承と再利用について考察する。

近世初期の黒田家による採石と残石監護 元和6年(1620)、徳川幕府によって大坂城は再築された。再築にあたっては西日本大名らによる割普請によって実施された。石垣用石材の調達には兵庫県東六甲を始め瀬戸内海島嶼部を中心に各地で切り出した。福岡藩黒田家は文献史料により東六甲と小豆島にて採石したことが判明している。福岡藩は元和7年(1621)に小豆島岩谷を石切場として確保する(図I-76)。岩谷で調達した石材は文書の発行時期や石切場と石垣から検出される刻印から鑑みるに第二期普請の東内堀石垣などに使用されたと想定される(図I-77)。

大坂城普請の後、岩谷には大量の残石が発生した。福岡藩は配下の頼七兵衛を土着させ残石の監護にあたらせた。藩の財政予算書を解説する「御積帳注解」¹⁾によれば、このような石番が大坂鈴木町・紀伊国下清水町、伊豆真男鶴・網代にいたという。残石の維持管理のために藩の予算に費目が計上されていることは藩の残石への認



図I-76 大坂城石垣石切丁場跡(八人石丁場)



図I-77 大阪城東内堀(黒田家担当石垣)

識がうかがい知られる。岩谷村年寄には一人扶持、七兵衛には藩から二人扶持を与えられ、七兵衛の子孫は幕末まで石番を務めている。この石番の実態については詳らかではなく今後の課題であろう。また小豆島小海においても熊本藩細川家の残石が畑地に散乱し難渋していたが、藩に無許可で動かすことはできなかったという²⁾。この岩谷の石切場は石番七兵衛と村役人の監護のもと約240年間、静態保存された。そのため石材産業が成立しえなかったとみられる。

幕末期の今津砲台への再利用 幕末期、幕府は国内外勢力への軍事的・政治的プレゼンスを示し摂海防備のために兵庫県に和田岬・湊川崎・西宮・今津の四砲台を築造する。「摂州兵庫和田ヶ岬石堡塔築造入用凡積目論見帳」³⁾には「小豆嶋石壺本 此才数百拾七才式分五厘」など仕様や石代銀の記載があるが、和田岬砲台の小豆島石の使用実態は詳らかではない。今津砲台の石材については事業請負によって小豆島福田と岩谷から調達されることとなった。実際の切り出し前の文久3年(1863)4月、岩谷村の本村である草下部村の庄屋らが岩谷にある残石を一石ずつ悉皆調査し、「御用石員数寸尺改帳」(石本家文書。以下、改帳)を作成した。改帳は砲台築造の幕府役人である「御台場御掛り御役人中」に送付されている。改帳には丁場名、残石の番号、寸法、海辺までの距離が記載され、大坂城残石を砲台用石材として再利用を企図したものとみられる。計画的な石材調達を推進するための基礎資料として幕府役人方へ送付されたのであろう。岩谷村の石材切り出しは備前宮の浦石工弥兵衛と喜代蔵が請け負っている。前述の通り石材産業が成立しなかったため、石工がおらず島外から確保したのだろう。改帳では残石の海辺までの距離を意識し、石材を船で運搬していることを考えれば、海岸線(天狗岩磯丁場等)の残石を中心に再加工して搬出したとみられる。2013年に実施した現地調査では海岸線の残石に近世初期と異なる矢穴痕が認められ、この時期の採石活動の痕跡である可能性がある。



図 I-78 栗林公園北門

明治期の地域による残石管理 徳川幕府から明治政府に政権が交代したことにもない、小豆島岩谷の石切場は明治政府の陸軍工兵第四方面の所管となった。当地の石材に関して明治10年（1877）、愛媛県権令岩村高俊は内務卿大久保利通に「石材處分之儀付伺」⁴⁾を出している。伺い記載の石の数は前述の「改帳」と一致しており、明治政府は、石材の管理に幕末期の史料を基礎資料としたのである。明治11年（1878）、石材の取締役として村長長町広五郎が任命されている。政府による直接管理ではなく地域に管理を委ねている。そして、明治15年（1882）に民間に開放された。

大正期の栗林公園への再利用 大正2年（1913）の香川県栗林公園北門改修の際、小豆島福田村の関西花崗石合資会社によって袖垣石が設置された（図 I-78）。袖垣石は小豆島岩谷の海岸線（天狗岩磯丁場）から調達し20個弱の石材を再利用している。2013年11月に現地調査を実施し、袖垣石に2つの刻印を確認した。また小豆島岩谷・大坂城石垣と同タイプの矢穴痕とそれと異なる矢穴痕を確認し、袖垣石設置の顛末が刻まれている碑文を採拓した（図 I-79）。そこには「昔豊臣氏大阪城を築きし時石を我讃岐小豆島より採りその餘石棄てし海濱尔在り今此園を修むる尔當り運搬便宜の爲尔之を二三尔割り採りて門傍の垣と爲す 大正二年三月」とある。袖垣石に実際に確認される2種の異なる矢穴痕は近世初期の切り出し時と大正期の運搬のために割った痕跡であろう。わざわざ碑文を刻み、遠方の小豆島岩谷から残石を運搬したのは、コスト圧縮を意図したストックの再利用ではなく「豊臣氏大阪城」の「餘石」であるという由緒に意味があるからであろう。

さて、大阪近辺や瀬戸内地方では、石垣用石材として切り出されたにも関わらず「残念」なことに石垣に使用されなかった石に対し慈しみを込めて「残念石」と呼ぶ。近世には残石を「御用石」と呼称し、前述の小豆島小海村のように残石によって難渋していることをふまえれば

残石に慈しみを感じている様子はない。これが大正期には大坂城残石というコンテキストに付加価値を見出している。近世から近代にかけ残石への人々の認識が変化したのである。栗林公園の例は現代の日本人が「残念石」に由緒をみいだす文化的価値観の源流とみなせるかもしれない。

現代の史跡としての石切場

1972年3月、小豆島岩谷地区は「大坂城石垣石切丁場跡」として国の史跡に指定さ

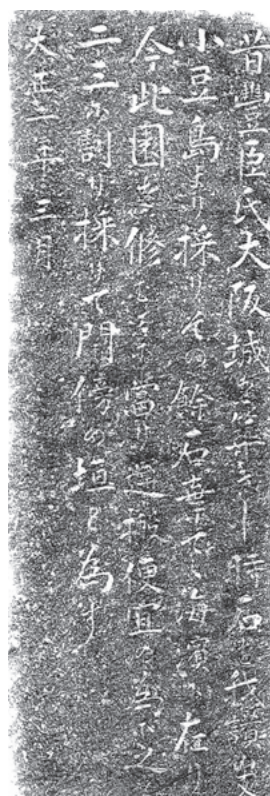


図 I-79 栗林公園北門の碑文

れた。改帳の内容を評価し、史跡内の丁場の分類として、改帳記載の丁場名称を使用している。指定時には残石を悉皆調査し、一石ずつナンバリング、寸法をリスト化している⁵⁾。残石は文化財となり、石切場は史跡として静態保存に入ったといえる。

おわりに 小豆島岩谷の石切場と残石は、その時々の方社会的要請によって継承（静態保存）と再利用を繰り返した。しかしその行為の論理は時代によって異なっており、人々の残石への認識は変化しているのである。

（高田祐一）

謝辞

調査にあたっては有吉康徳氏、望月悠佑氏のご協力を得た。記して感謝いたします。

付記

本稿は、平成25年度科学研究費（学術研究助成基金：研究活動スタート支援）「近世における石材生産と運搬に関する広領域史的情報の資源化と実証的研究」（課題番号：25884098）の成果の一部である。

註

- 1) 福岡市史編集委員会『新修福岡市史 資料編近世1 領主と藩政』2013。
- 2) 土庄町誌編集委員会『土庄町誌』1971。
- 3) 高久智広「『和田岬・湊川砲台関係史料』について二」『神戸市立博物館研究紀要』22、2006。
- 4) 「第4局長日 内務省へ回答案讃州小豆島石材の儀に付愛媛県伺書の件」各省-雑-M10-4-468（所蔵館：防衛省防衛研究所）。
- 5) 内海町教育委員会『史跡大坂城石垣石切丁場跡保存管理計画報告書』1979。